

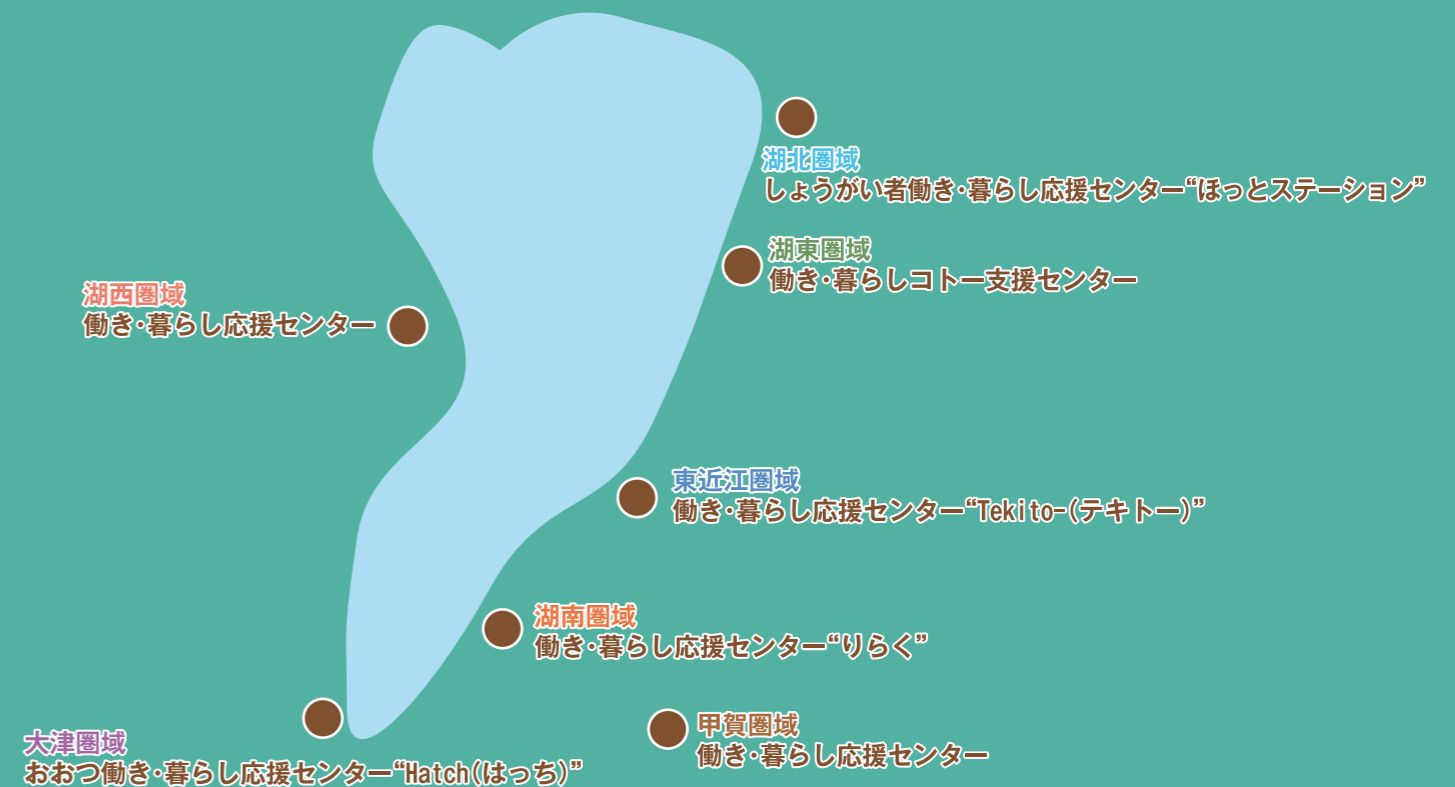
地域の各センターはコチラです。

<p>大津 大津市</p>	<p>おおつ働き・暮らし応援センター”Hacth(はっち)” (おおつ障害者就業・生活支援センター) 〒520-0044 大津市京町3丁目5番12号 森田ビル5F 電話：077-522-5142 FAX：077-522-5103 E-メール：hatakura@y7.dion.ne.jp</p>	
<p>湖南 草津市 守山市 栗東市 野洲市</p>	<p>湖南地域働き・暮らし応援センター”りらく” (湖南地域障害者就業生活・支援センター) 〒524-0037 守山市梅田町2-1 セルバ201号室 電話：077-583-5979 FAX：077-583-1690 E-メール：riraku@asucomit.or.jp</p>	
<p>甲賀 甲賀市 湖南市</p>	<p>甲賀地域働き・暮らし応援センター (障がい者雇用・生活支援センター甲賀) 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200番地甲賀合同庁舎本館1階 電話：0748-63-5830 FAX：0748-70-0053 E-メール：k-s@ac-koka.jp</p>	
<p>東近江 東近江市 近江八幡市 日野町 竜王町</p>	<p>東近江圏域働き・暮らし応援センター”Tekito-(テキトー)” (東近江圏域障害者就業・生活支援センター) 〒523-0015 近江八幡市上田町1288-18 2F 電話：0748-36-1299 FAX：0748-36-1344 E-メール：watamukinosato@etude.ocn.ne.jp</p>	
<p>湖東 彦根市 多賀町 愛荘町 豊郷町 甲良町</p>	<p>働き・暮らしコトー支援センター (障害者就業・生活支援センター 働き・暮らしコトー支援センター) 〒522-0054 彦根市西今町87-16 NaSu8-103 電話：0749-21-2245 FAX：0749-21-2246 E-メール：info@koto-shien.com</p>	
<p>湖北 長浜市 米原市</p>	<p>湖北地域しょうがい者働き・暮らし応援センター”ほっとステーション” (湖北地域障害者就業・生活支援センター) 〒526-0845 長浜市小堀町32-3 ながはまウェルセンター内 電話：0749-64-5130 FAX：0749-64-5131 E-メール：hotst@festa.ocn.ne.jp</p>	
<p>湖西 高島市</p>	<p>湖西地域働き・暮らし応援センター (湖西地域障害者就業・生活支援センター) 〒520-1632 高島市今津町桜町2丁目3-11 (2015年10月から)高島市今津町住吉2丁目11-2 電話：0740-22-3876 FAX：0740-22-4131 E-メール：horon-ha@mx.bw.dream.jp</p>	
<p>バックアップ</p>	<p>働き・暮らし応援センター バックアップ機関 NPO 法人滋賀県社会就労事業振興センター 〒525-0032 草津市大路2丁目11-15 電話：077-566-8266 FAX：077-566-8277 E-メール：info@hataraku-shiga.net</p>	



滋賀県障害者働き・暮らし応援センター

住み慣れた地域で「働きたい」「自立したい」の応援をしています。



働き・暮らし応援センターについて

障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、働き・暮らし応援センターが設置されています。

各地域ごとに、障がいのある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに、実習の実施、職場の定着、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施します。

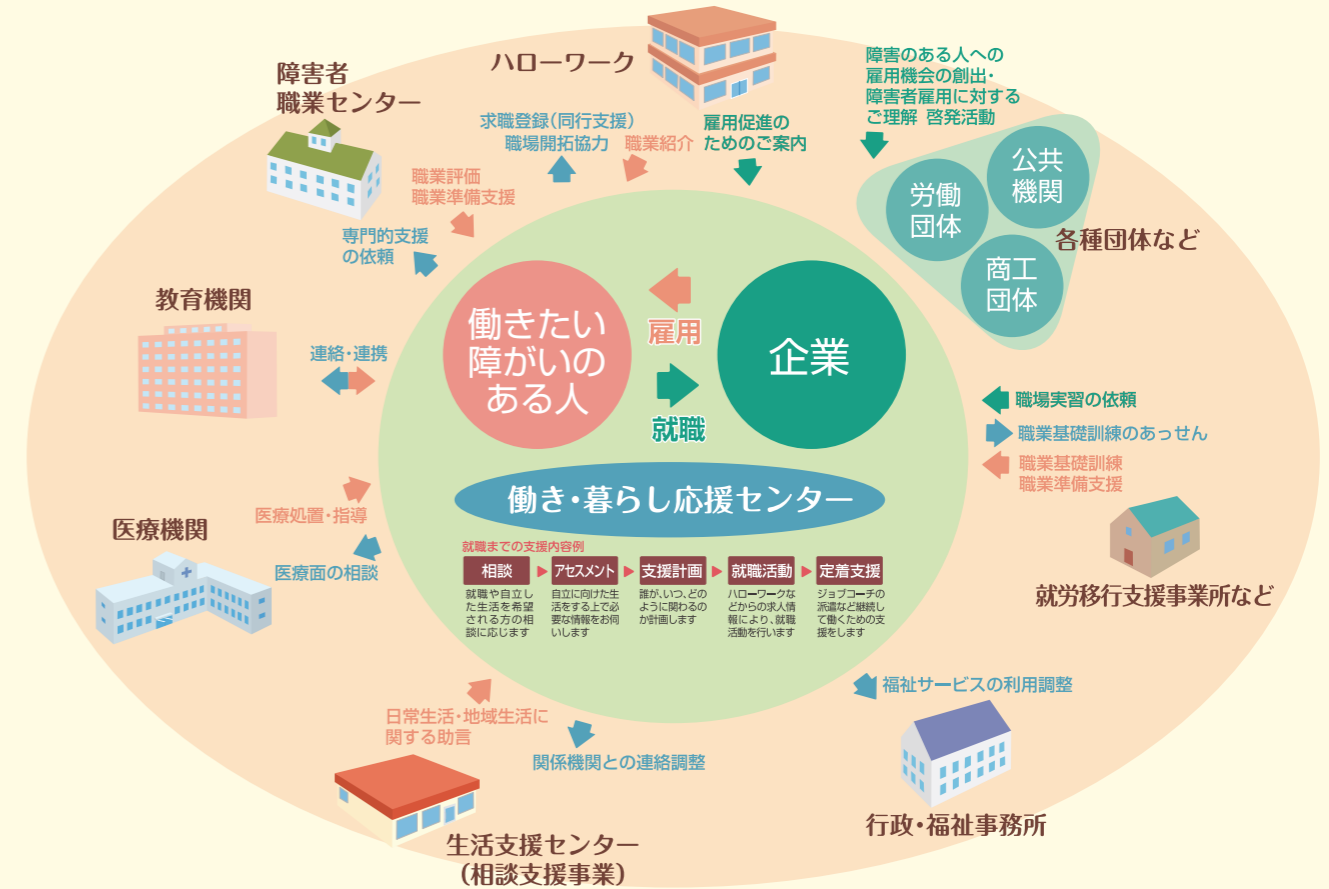
各働き・暮らし応援センターには、「就労支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、企業の方からの問い合わせやご相談、また障がいのある人ご自身やご家族からのご相談に応じ、ハローワークや行政、障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携してサポートします。



働き・暮らし応援センターの役割

すべての人がその人らしく働き・暮らせる地域づくりをめざします。

▶ 障がいのある人に対する支援など ▶ 働き・暮らし応援センターが行う依頼や相談、連携など ▶ 企業に向けての取り組みなど



「こんな場合はどこに相談したらいいの？」

<p>障がいのある人たちの雇用や実習の受け入れを検討しています。経験もなく、どこに相談したらいいのかわかりません。</p>	<p>現在雇用している障がいのある従業員について相談したいことがあるのですが。</p>
<p>障害者雇用に関する各種制度がよくわからないのですが…。</p>	<p>雇用している障がいのある従業員の生活(勤務時間外)に気になるところがあるんですが、会社としてはそこまで対応できません。</p>
<p>障害者雇用について、まず社内研修会を実施したいのですが…。</p>	<p>雇用することは無理ですが、障がいのある人の実習や、障害者施設・作業所への仕事を出すことはできますが…。</p>
<p>障害者雇用を既に実施している企業さんを見学に行きたいのですが…。</p>	

そんなとき、働き・暮らし応援センターにご連絡ください。

このような相談やその他どのようなことでもかまいません。まずは、お気軽に最寄りの「働き・暮らし応援センター」にご相談ください。直接対応させていただいたり、適切な機関をご紹介させていただきます。



働き・暮らし応援センターの主な業務

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問を実施します。

就業面での支援

- ・ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)
- ・ 就職活動の支援
- ・ 職場定着に向けた支援
- ・ 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- ・ 関係機関との連絡調整

生活面での支援

- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整